

2026年8月 教育研修約款改訂内容

■新旧一覧

No.	旧（改訂前）	新（改訂後）
1	新設	第 22 条（生成AI等の利用およびデータ取得の制限） 乙は、生成AIおよび機械学習システム等（以下「生成AI等」といいます）の利用、ならびに自動化された手段によるデータ取得に関し、本条の定めに従うものとします。 2.乙は、甲の事前の書面による承諾なく、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。 (1)本約款および個別契約に基づき提供される研修内容、教材、レポート等（以下「本研修情報」といいます）を生成AI等に入力または送信し、学習、推論、ベクトル化その他の処理を行うこと。 (2)本研修情報を素材として、生成AI等を用いて自社用または第三者用の教材、類似コンテンツ等を生成すること。 (3)甲のウェブサイト等の公開情報から、自動化された手段（スクレイピング等）を用いて情報を取得またはデータベース化を行うこと。 (4)目的のいかんを問わず、生成AI等を用いて本研修情報から生成された処理結果または派生物を、利用、第三者に開示、提供、または譲渡すること。 3.乙は、前項の規定に違反した事実が判明した（または違反するおそれがある）場合、直ちに甲に通知し、当該違反に関連する一切の情報、生成された処理結果、派生物およびデータベース等の削除、その他甲が指示する是正措置を講じるものとします。また、甲は必要に応じ、乙に対し、本条の遵守状況の報告を求めることができるものとします。
2		第22条を第23条とし、以降第23条から第27条まで1条ずつ繰り下げる。
3	第 25条（契約終了時の効力） 個別契約が期間満了、または契約解除等いかなる事由により終了した場合であっても、第 8 条（禁止事項）、第 9 条（甲による解除）、第 10 条（損害賠償）、第 11 条（権利義務の譲渡禁止）、第 15 条（秘密情報の定義）、第 16 条（秘密保持）、第 17 条（研修講師の個人情報の取扱）、第 18 条（個人情報等の定義）、第 19 条（個人情報等の取り扱い）、第 20 条（立入検査）、第 21 条（知的財産権の帰属）、第 22 条（準拠法）、第 23 条（管轄裁判所）および本条の規定については、なお効力を有するものといたします	第 26 条（契約終了時の効力） 個別契約が期間満了、または契約解除等いかなる事由により終了した場合であっても、第 8 条（禁止事項）、第 9 条（甲による解除）、第 10 条（損害賠償）、第 11 条（権利義務の譲渡禁止）、第 15 条（秘密情報の定義）、第 16 条（秘密保持）、第 17 条（研修講師の個人情報の取扱）、第 18 条（個人情報等の定義）、第 19 条（個人情報等の取り扱い）、第 20 条（立入検査）、第 21 条（知的財産権の帰属）、<u>第 22 条（生成AI等の利用およびデータ取得の制限）</u>、第 23 条（準拠法）、第 24 条（管轄裁判所）および本条の規定については、なお効力を有するものといたします。
4	第 26 条（適用期日） 本約款は、2025年8月1日以降に個別契約が成立した利用者に適用いたします。	第 27 条（適用期日） 本約款は、<u>2026年8月1日</u>以降に個別契約が成立した利用者に適用いたします。